

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3302088

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CORPORATE ADDRESS CHANGE
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
JAPAN DISPLAY INC.	04/15/2013
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	JAPAN DISPLAY INC.
<b>Street Address:</b>	3-7-1, Nishi-shinbashi, Minato-ku
<b>City:</b>	Tokyo
<b>State/Country:</b>	Japan
<b>Postal Code:</b>	105-0003
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
<b>Application Number:</b>	13449871
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(703)413-2220
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
<b>Phone:</b>	(703) 413-3000
<b>Email:</b>	hcho@oblon.com
<b>Correspondent Name:</b>	OBLON, ET AL.
<b>Address Line 1:</b>	1940 DUKE STREET
<b>Address Line 4:</b>	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	398085US20
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	HYUN CHO
<b>SIGNATURE:</b>	/Hyun Cho/
<b>DATE SIGNED:</b>	04/08/2015
<b>Total Attachments: 14</b>	
source=Japan Display Inc#page1.tif	
source=Japan Display Inc#page2.tif	
source=Japan Display Inc#page3.tif	
source=Japan Display Inc#page4.tif	
source=Japan Display Inc#page5.tif	
source=Japan Display Inc#page6.tif	

source=Japan Display Inc#page7.tif  
source=Japan Display Inc#page8.tif  
source=Japan Display Inc#page9.tif  
source=Japan Display Inc#page10.tif  
source=Japan Display Inc#page11.tif  
source=Japan Display Inc#page12.tif  
source=Japan Display Inc#page13.tif  
source=Japan Display Inc#page14.tif

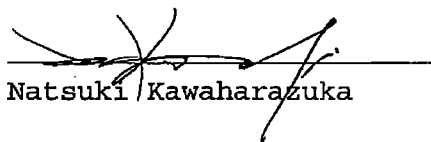
DECLARATION

I, Natsuki Kawaharazuka of S & S INTERNATIONAL PPC, located at Suzuye & Suzuye Bldg., 1-12-9 Toranomom, Minato-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare:

1. That I am well acquainted with the Japanese and English languages, and
2. That the attached documents are a Certificate of Detailed Company History of Japan Display Inc. and Certificate of Closed Company History of Japan Display Inc. (formerly Hitach Displays Inc.) extracted from the Commercial Register and true English translations of the relevant portion thereof.

And I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.

Dated this 4<sup>th</sup> day of Sep. , 2013

  
Natsuki Kawaharazuka

Certificate of detailed company history  
(Partial translation)

3-7-1, Nishi-shinbashi, Minato-ku,  
Tokyo  
JAPAN DISPLAY INC.  
Corporation number: 0400-01-059563

(1) Corporate Name: Japan Display Inc.

(2) Head office: 3-7-1, Nishi-shinbashi, Minato-ku, Tokyo

(3) Means of public announcement:

The public announcement of our company is to be done through  
Internet <http://www.j-display.com>

If such means can not be utilized due to unavoidable  
reasons, such as an accident, the public announcement is to  
be done in the Official Gazette.

(4) Date of incorporation: October 1, 2002

(Translation of below is omitted)

\*Matters underlined are cancelled.

(Translation of page 2 to page 9 is omitted)

(Translation of Item (1) to (5) is omitted)

(6) Item of registered records:

Move of head office on April 1, 2013, from 3300 Hayano,  
Mobara-shi, Chiba-ken

Registered: April 15, 2013

This document is to certify that the aforementioned items are  
all the items registered in the commercial register which are not  
closed.

April 17, 2013  
Tokyo Legal Affairs Bureau  
Minato Branch  
Registrar: Ichiro Koga (grand seal)

\*Matters underlined are cancelled.

## 履歴事項全部証明書

東京都港区西新橋三丁目7番1号  
 株式会社ジャパンディスプレイ  
 会社法人番号 0400-01-059563

商号	株式会社ジャパンディスプレイ
本店	東京都港区西新橋三丁目7番1号
公告する方法	電子公告とする。 <a href="http://www.j-display.com">http://www.j-display.com</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、百報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成14年10月1日
目的	(1) 中小型ディスプレイ事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理 (2) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究・開発・製造および販売 (3) 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1,320万株
発行済株式の総数 及びの種類及び数	発行済株式の総数 4,61万3,879株 種類の株式の数 普通株式 2,01万3,879株 A種優先株式 260万株
資本金の額	金3億2億7,450万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 1,320万株 A種優先株式 520万株 1. 剰余金の配当 当会社は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当を行わない。 2. 残余財産の分配 (1) 当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当会社の普通株式を有する株主または当会社の普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産分配額として、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から残余財産の分配が行われる日（同日を含む。）までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算によって算出する。）の総額（以下「A種優先残余財産

東京都港区西新橋三丁目7番1号  
 株式会社ジャパンディスプレイ  
 会社法人等番号 0400-01-059563

分配金」という。)を分配する。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的なA種優先残余財産分配金の調整を行うものとする。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成26年4月1日から平成46年3月31日までの間、当社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当社の普通株式1株を交付することを請求することができる。ただし、当社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、平成29年4月1日から平成46年3月31日までの間においても、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)とする。一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例分が他の当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。また、金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額(お金の) (ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日(同日を含む。)から金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額(なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算による)の総額とする。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得価額の調整を行うものとする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成46年3月31日までに取得請求のなかったA種優先株式の全部を、その翌日をもって取得し、当社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当社の普通株式1株を交付するものとする。ただし、当社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

株式の譲渡制限に関する規定

当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、当社の承認を要する。

役員に関する事項

取締役	谷山浩一郎	平成24年6月27日重任
(社外取締役)		



東京都港区西新橋三丁目7番1号  
 株式会社ジヤパニディスプレイ  
 会社法人等番号 0100-01-059563

取締役	大塚 周一	平成24年 6月27日重任
取締役 (社外取締役)	朝倉 陽保	平成25年 4月 1日就任
取締役 (社外取締役)	鈴木 智行	平成25年 4月 1日就任
取締役 (社外取締役)	深串 方彦	平成25年 4月 1日就任
取締役	畑中 和夫	平成25年 4月 1日就任
取締役 (社外取締役)	小林 喜光	平成25年 4月 1日就任
取締役 (社外取締役)	白井 克彦	平成25年 4月 1日就任
取締役 (社外取締役)	菅野 寛	平成25年 4月 1日就任
福岡県糸島市二丈武390番地2 代表取締役	大塚 周一	平成25年 4月 1日就任
監査役	川崎 和雄	平成24年 3月30日就任
監査役 (社外監査役)	江藤 洋一	平成25年 4月 1日就任
監査役 (社外監査役)	川嶋 俊昭	平成25年 4月 1日就任
会計監査人	有限責任あずさ監査法人 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 5F 5階	平成24年 6月27日就任

東京都港区西新橋三丁目7番1号  
 株式会社ジャパンディスプレイ  
 会社法人番号 0400-01-059563

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務をもったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。      当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務をもったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務をもったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。      当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務をもったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権      新株予約権の数      8万7400個      新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法      普通株式8万7400株      本新株予約権1個の行使により新たに発行又は消滅する当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又は消滅代わりの当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式数は、当該新株予約権1個（以下、「割当株式数」という。）とする。      ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当を含む。）又は併合を行う場合には、次の割当株式数を調整された本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数と本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。  <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前比率}}</math>     なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、株数満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。      さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。      本新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法      (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）      (2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。      (3) 行使価額の調整      (a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する。（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。  <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前比率}}</math></p>

(b) 当社は、上記 (a) に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要が行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が3.3%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社（以下「子会社」という。）が当社又は当社の子会社において論旨退職の処分を受け、当該処分は本号に準じた懲戒処分その他の制裁を伴う場合には、本新株予約権は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

第2回新株予約権

新株予約権の数

1万3400個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1万3400株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、「株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割



当株式数」という。)とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × (分割・併合の比率)

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨の本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する(円位未満の数字は切り上げ、小数第1位を切り上げる。)。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以後に適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (分割・併合の比率)

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合

(ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約

権者」という。)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

### 第3回新株予約権

新株予約権の数

3200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式3200株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。)する株式は、当社普通株式1株(以下「割当株式数」という。)とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

本新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(下記(2)に定義される。)を割当株式数を乗じた価額とする(1円未満の端数は切り上げるものとする)。

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の

算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（分割、併合の比率）

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外に、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月31日から平成35年1月30日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在における当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以上になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は当社又は当社の子会社において論旨退職の処分を受け、若しくはその他に準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競争する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

第4回新株予約権

新株予約権の数

1500個



新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1500株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の金額としてその価額は、行使価額（下記(2)に定義される）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げる。）

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）の日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要は行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(i i) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年2月28日から平成35年2月27日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式

に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を退職離職され、又は、当社又は当社の子会社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競争する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項 (6)	平成25年4月1日千葉県茂原市早野3-3-0-0番地の1号本店移転 平成25年4月15日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 4月17日  
 東京法務局港出張所  
 登記官

甲 賀 一郎

